

## 南伊勢町介護施設職員就職奨励金交付要綱

令和3年3月5日

告示第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南伊勢町内の介護施設（以下「介護施設」という。）に勤務する介護職員の就職を支援することにより、介護施設における介護職員不足の解消を図り、介護人材の安定的な確保及び定着に寄与することを目的に、予算の範囲内において、介護施設職員就職奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付については、南伊勢町補助金等交付規則（平成17年南伊勢町規則第57号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護施設 県、町が指定する南伊勢町内の次に掲げる事業のいずれかを行う事業所をいう。
  - ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）事業
  - イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業
  - ウ 法第8条第25項に規定する施設サービス事業
  - エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）事業
  - オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業
  - カ 法第115条の45第1項第1号に規定する事業
- (2) 介護職員 利用者への介護及び看護サービスの提供や相談、指導業務等に従事する者をいう。ただし、事務員は除くものとする。

(対象者の要件)

第3条 奨励金の交付を受けることができる介護職員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町に住所を有する者
- (2) 令和3年4月1日以後に介護施設へ新たに就職する者（介護施設に勤務していた者については、1年以上休職後に介護施設へ新たに再就職する者に限る。）
- (3) 介護施設の雇用主と1週間の勤務時間が1年を平均して20時間を超える勤務条件で3年以上継続する雇用契約を締結する者
- (4) 同一系列の事業所からの異動でない者
- (5) 他の介護施設からの転職でない者

- (6) 町税の滞納がない者  
(奨励金の交付時期及び金額)

第4条 奨励金の交付時期及び交付額は次のとおりとする。

- (1) 前条に規定する条件を満たした日から起算して6箇月を経過したとき 5万円
- (2) 前条に規定する条件を満たした日から起算して1年6箇月を経過したとき 10万円
- (3) 前条に規定する条件を満たした日から起算して3年を経過したとき 15万円

2 前項に規定する奨励金は、介護職員1人につき、各号1回を限度とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第3条に規定する雇用年数の間、前条に規定する6箇月、1年6箇月及び3年を経過した日から60日以内に、南伊勢町介護施設職員就職奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 南伊勢町介護施設職員就職奨励金在籍証明書（様式第2号）
- (2) 雇用保険被保険者証の写し
- (3) 町税に滞納がないことの証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(奨励金交付の決定又は不決定及び額の確定)

第6条 町長は、前条による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、速やかに奨励金を交付するかどうかを決定し、交付する場合にあっては南伊勢町介護施設職員就職奨励金交付決定（額の確定）通知書（様式第3号）により、交付しない場合にあっては南伊勢町介護施設職員就職奨励金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者へ通知するものとする。

(奨励金の請求)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、南伊勢町介護施設職員就職奨励金請求書（様式第5号）（以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、交付決定者から請求書が提出されたときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を交付決定者に南伊勢町介護施設職員就職奨励金返還命令書（様式第6号）により命ずるものとする。ただし、第2号の規定にかかわらず介護施設へ転職した場合を除く。

- (1) 提出した書類に虚偽又は不正な記載があったとき。
- (2) 第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(奨励金の返還免除)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかの理由により第3条に規定する要件を欠くに

至ったときは、前条の規定による返還の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 死亡又は心身障害等により、奨励金の返還が不能又は困難となったとき。
- (2) 勤務する町内の介護事業所の廃止、休止、その他の交付決定者の責めに帰すことができない事案により、奨励金の返還が不能又は困難となったとき。

2 前項の規定により奨励金の返還の免除を受けようとする者は、南伊勢町介護施設職員就職奨励金返還免除申請書（様式第 7 号）（以下「免除申請書」という。）にその事由が分かる書類を添付して町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の規定による免除申請書が提出され、第 1 項の規定の適用が適当と認める場合は、南伊勢町介護施設職員就職奨励金返還免除申請許可書（様式第 8 号）により交付決定者に通知するものとする。

（延滞金）

第 10 条 町長は、交付決定者が奨励金の返還を命ぜられ、これを正当な理由がなく納期日までに納付しなかったときは、交付規則第 18 条の規定により延滞金を徴収することができる。

（委任）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

第 2 条 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

- 2 この要綱の失効前に行われた交付申請に係る事案については、第 1 条ないし第 7 条の規定は、同日後もなおその効力を有する。